

## 東京石桜同窓会々則

- 第1条 (名称) 本会は東京石桜同窓会と称する。
- 第2条 (目的) 本会は会員相互の情報交換及び親睦を図り、交誼を厚くし、母校の繁栄に寄与することを目的とする。
- 第3条 (会員) 本会会員は、旧制・新制岩手中学、岩手高校の卒業生と在籍したことのある者で構成する。  
本会に名誉会員を置くことができる。
- 第4条 (事業) 本会は目的遂行のため次の事業を行う。  
総会及び懇親会の開催  
名簿の発行  
その他必要と認められた事項
- 第5条 (総会) 本会は年1回総会を開催する。
- 第6条 (役員) 本会に次の役員を置く。  
会長——1名、 副会長——3名  
常任理事  
理事——各学年1名以上若干名  
監事——2名、 事務局員——若干名  
本会に常任理事会の推薦により名誉会長・顧問・参与を置くことができ
- 2 (役員役割)
- 会長 会を代表し、その統括をする。  
副会長 会長を補佐し、不在の時は代行する。  
常任理事 常任理事会を構成し、会の事業の企画運営実施を行う。  
理事 学年を代表し、その統括と伝達を行う。  
監事 会の会計監査を行う。  
参与 常任理事会に助言を行う。  
事務局 広報並びに会の事業の事務を行う。
- 3 (役員選出)
- 会長 常任理事会の推薦により総会の承認を得る。  
任期は2年とし、再任をさまたげない。  
副会長 常任理事会の推薦により総会の承認を得る。  
任期は2年とし、再任をさまたげない。  
常任理事 理事の中から会長・副会長が協議の上指名する。  
理事 学年毎に選出する。  
監事 常任理事会の推薦により総会の承認を得る。  
事務局 本会の事務局を株三田商店東京支店に置く。
- 第7条 本会の会則の改正は総会の決議による。

- 附 則
- 1 本会則は昭和58年11月6日より施行する。  
2 改訂 平成10年9月26日  
3 改訂 平成26年9月26日